

## 清代康熙後半の京師における貨幣政策と錢貴の発生

上 田 裕 之\*

### はじめに

円形方孔型の銅貨たる銅錢は、中国史上、戦国から民国初期まで二千数百年の長きにわたって用いられた。とはいえ、銅錢は一貫して主要貨幣の位置を占めていたわけではない。唐代以前は絹布などの現物が貨幣として多くの局面で用いられたし、南宋から明初にかけては紙幣の使用が広まり、明代中葉からは海外から大量流入した銀が専ら用いられた<sup>1)</sup>。その後、康熙(1662-1722)末年から乾隆(1736-1795)前半にかけての錢貴(銅錢の対銀比価たる錢価の高騰)と清朝政府による制錢(官鑄の銅錢)の大量供給を経て銀錢併用が定着し、その延長上に近代中国の所謂「雜種幣制」が立ち現れることとなる。康熙末年から乾隆前半の錢貴と制錢供給は、銅錢を銀と並ぶ主要貨幣の座に押し上げるとともに近代の複雑な貨幣制度を産み落としたものとして、中国貨幣史上において注目すべき現象である。

ゆえに、当該時期の貨幣をめぐっては、陳昭南(1966)・Vogel, Hans Ulrich(1987)・袁一堂(1990)・足立啓二(1991)・黒田明伸(1994)・黨武彦(1995)など、これまでに多くの研究が発表されてきた。だが、なおも手つかずのままの重要な課題が残されている。

第一に、制錢供給に関する政策史的分析である。制錢供給は一政策である以上、市場の動向に即応したものではありえず、王朝政府のいかなる事情が政策を規定したのかを慎重に読み解く必要がある。また、現存する史料が官側の手になる政策関係の公文書に偏っているのが清代貨幣史研究の実情であり、かかる史料を正確に理解するには政策史的観点から分析することがまずもって求められる。しか

\* 日本学術振興会特別研究員(一橋大学大学院経済学研究科)。

1) 明代以前の中国貨幣史の展開については、宮澤知之(2007)を参照。

しながら先行研究の多くは、当該政策が市場の動向をほぼストレートに反映したものと想定した上で、現存の史料から貨幣・市場の状況を直接読み取ろうとする傾向にあった。

第二に、京師（北京）の状況に関する本格的分析である。政治都市・軍事都市として特殊性をもつ京師は、経済史研究ではもとより関心の集まりにくい地域であり、その貨幣流通・貨幣政策が分析されることはあまりなかった。しかし、京師は常に清朝の制錢供給の中心地であり、加えて、全国のどの地域にも先んじて康熙末年に錢貴が問題化したのである。京師を閑却して清代前期における錢貴と制錢供給との関係を論ずることはできない。

そこで本稿では、康熙末年に京師で錢貴が発生した経緯を、康熙後半の清朝の貨幣政策に注目しながらあらためて検討したい。京師の錢貴については、筆者は上田裕之（2005）において錢貴発生後の清朝政府の対応を論じた。本稿は、前稿では簡単に触れるにとどまった錢貴の発生過程を詳しく分析するものである。なお、引用史料中において（ ）は筆者による註記、〔 〕は筆者による補記である。

## 一．康熙41年の制錢重量加増

清朝は康熙20年代初めに三藩・鄭氏勢力の鎮圧を完了した後、同24～28年には東北アジアにおいてロシアと争い、さらに同29～36年にはモンゴル西部のジュン＝ガルに対して大規模な軍事行動を展開した。その後は内外ともに平穏な時代が続き、民間経済は活況を呈し、清朝支配は次第に盤石となっていった。

康熙23年以降、清朝は財政再建の一環として、重量1錢<sup>2)</sup>という軽量の「小制錢」を鑄造し鑄造差益を獲得していたが、上述のごとき内外の情勢の変化によって、一時は払底寸前にまで落ち込んでいた戸部銀庫の貯蔵額も康熙30年代半ばに4千万両を突破し、以後は横ばいに推移した<sup>3)</sup>。それは、康熙30年代半ばに王朝財政は軌道に乗ったと認識されて緊縮財政が実質的に終わりを告げたことを意味している。かかる財政状態の好転と並行して、各省における小制錢鑄造は、錢

2) 清代の1錢は約3.73グラム。1<sup>きん</sup>筋 = 16両、両以下（両、錢、分、釐…）は十進法である。「筋」は「斤」とも記載されるが、本稿では史料中により広範にみられる「筋」に表記を統一する。

3) 軍機処檔案「康雍乾戸部銀庫歷年存銀數」（『歴史檔案』1984-4、19-21頁）。

価の暴落を招いたこともあり康熙39年までにすべて停止され<sup>4)</sup>、稼働するのは京師の宝泉・宝源両局のみとなった。

そして康熙41年、清朝は小制錢の鑄造を取りやめ、重量を康熙23年以前と同じ1錢4分に戻した「大制錢」の鑄造に切り替えることを決定した。『皇朝文獻通考』巻14、錢幣2、康熙41年条には、以下のようにある<sup>5)</sup>。

大学士等は会して錢法を議し奏して言わく、「見今私鑄する者多く、官錢は壅滯す。若し少しく旧制あらたを更めずんば、錢法は頗る疏通し難からん」と。上諭を奉ずらく、「前フオロンに法倫等は屢しばしば制錢もつを將て小なるを鑄すれば甚だ裨益有るを奏したれば、始めて其の行ゆるうを准す。今、小なるを鑄して以來、私鑄の錢は停止するあたわず。〔爾等は〕九卿等と会同して再た詳議を加うべし。務めて永遠に遵行して弊無からしめよ」と。尋いで議して言わく、「……今、制錢は私錢さんわを攙和なぞら（混ぜ合わせること）し易し。請うらくは、仍りて順治十四年の錢式に照らして改めて文ごとに重の一錢四分なるを鑄せんことを。……宝泉局をして卯を按じて銅を加え鑄して額数に足らしめん。本年十一月に大錢を鑄するより起ちて、三年の内は暫く旧鑄の小制錢を兼用するを准さん。但だ、錢値（錢価）は交易するに一律なるを便とせざれば、応に新鑄の制錢は千文ごとに銀一兩に準え、旧鑄の小制錢は千文ごとに銀七錢に準うるを定むべし。三年を俟ちて後、新錢が用に足れば、則ち旧錢は漸次其れをして各自銷毀（鑄つぶすこと）せしめ、其の新鑄の制錢は務めて分・兩に準足せしめん。……」と。之に従う。

まず大学士は上奏して、私鑄が横行して制錢が円滑に流通していないことを解決すべき問題として提示している。次に、その上奏を受けて康熙帝は、小制錢の鑄造を開始して以來私鑄が急速に広まったとの認識を示し、大学士と九卿が合同で議覆するよう命じた。そこで大学士・九卿らは、小制錢は「私錢を攙和し易い、つまり私鑄錢を混入させることが容易なので私鑄を誘発しやすいことを指摘して、制錢の重量を康熙23年以前と同じ1錢4分に戻すことを提議し、以後3年は暫定的に小制錢の使用を認めて、重量1錢4分の大制錢1,000文＝銀1兩、重量1錢の

4) 上田裕之 (2006b) 参照。

5) 『大清聖祖仁皇帝實録』巻210により、この決定が康熙41年10月乙巳 (28日) になされたことがわかるが、ここでは記載内容がより詳細な『皇朝文獻通考』を引用した。

小制銭1,000文＝銀7銭（銀1両＝約1,430文）という別個の換算率を公定することを求め、裁可されたのであった。

ここでは、私鑄問題に加えて銭価低迷にも対策が講じられていることを見逃してはならない。もし小制銭が銀1両＝1,000文の公定換算率に近い値で用いられていたならば、重量を大幅に加増した大制銭を新しく鑄造するからといって、仮にも現王朝が発行した小制銭の公定換算率をわざわざ切り下げるとは考えられない。次章で述べるように、康熙45年における京師の銭価は銀1両＝約1,700文だったのであり、康熙41年時点でも京師の銭価は低迷していたと考えられる。康熙23年に小制銭の鑄造を開始した頃の京師の銭価は銀1両＝800～900文ほどであったのだが<sup>6)</sup>、20年弱にわたって続いた小制銭鑄造とそれが惹起した私鑄の横行とにより京師の銭価は大幅に下落したのである。そこで、小制銭の公定換算率は市価を踏まえて銀1両＝約1,430文に切り下げ、重量を加増した新鑄の大制銭は本来の公定換算率である銀1両＝1,000文で用いさせ、その上で3年後に小制銭を銷燬することによって、銀1両＝1,000文の公定換算率に沿った銭価を実現しようと図ったのである。

このように、康熙41年に清朝は、私鑄の横行とその結果としての銭価の低迷という事態を打開すべく、私鑄銭の混入が容易な小制銭の鑄造を停止して重量1銭4分の大制銭の鑄造に切り替え、将来的には小制銭を排除して大制銭のみを使用させることとしたのであった。ただし、私鑄や銭賤が激化したので清朝が対応したという単線的な理解は適当でない。王朝財政が軌道に乗ったことにより、政策の重心を民間の貨幣流通の統制にシフトしうる状況が整い、そこで初めて私鑄や銭賤といった問題（それ自体が市場の問題としていつ深刻化したのかははっきりしない）が俎上に載せられたとみるべきであろう。

## 二. 康熙後半の私鑄銭問題

前章でみたように、康熙41年に制銭の重量を1銭から1銭4分に復した時点では、3年後より小制銭の銷燬を開始して大制銭のみを流通させる計画であった。しか

---

6)『大清聖祖仁皇帝実録』巻116、康熙23年9月丙寅（3日）条。

し、3年後の康熙44年に至って戸部は、宝泉局内の大制錢が不足しているとの理由から、旧鑄の小制錢を新鑄の大制錢とともに搭放に用い、予定されていた小制錢の銷燬は開始せず、小制錢の使用許可を5年延長することを求めて、裁可を得た<sup>7)</sup>。

搭放とは、銀建て財政支出の一部を公定換算率に従い制錢で支出することであり、この当時戸部は八旗の兵丁の給与（八旗兵餉）および諸官庁の経費（各衙門公費）に制錢を搭放していた。ただ、銀建て支出のうち何%を制錢搭放にするかは随時変更可能であるし、しかも錢価が低迷する状況にあっては受給者は公定換算率に基づく搭放を望まなかったはずで、大制錢が足りないから旧鑄の小制錢を搭放するという記載を額面通り受け取ることはできない。それならば搭放割合を縮小して銀支出に切り換えればいいだけの話である。また、市場から小制錢を排除し大制錢を充溢させる方針がとうに決定していたことからすれば、戸部銀庫の小制錢は無用のものとして真っ先に銷燬して大制錢の原材料に回すべきであろうに、3年を経てなお残存していたというのも不自然である（使用禁止に先立って市場の小制錢を回収し始めていた形跡はない）。

おそらく戸部は、大学士・九卿會議の総意に表向き従いながらも、大制錢との兼用が許されていることを理由に、鑄造済みの小制錢を銷燬せずに搭放し続けていたものとみられる。そして、小制錢の使用を公式に禁ずる予定であった康熙44年に至っても小制錢が庫内に残っていたのであろう。本来であればそれらは銷燬して大制錢に改鑄すべきところだが、そのまま搭放した方が銀支出を節減できるので<sup>8)</sup>、大制錢が搭放に足りないことを口実に小制錢の搭放継続を訴えたものと思われる。それが裁可されたのは、大制錢が未だ十分に流通しておらず、小制錢の銷燬を命じられる状況ではなかったためだろう。

大制錢の鑄造が不振で、かたや小制錢の使用が引き続き公認されるとなれば、

7) 雍正『大清會典』卷48、戸部、庫藏、錢法、搭放、康熙44年条。

8) 小制錢1,000文の鑄造費用は、およそ銀7錢9分3釐（上田裕之2006a:78）。それを康熙41年に定められた換算率に従って搭放すれば銀7錢の支出に充当されることとなる。それに対して、大制錢に改鑄した場合は、9%の鑄こぼれもあって650文しか鑄出されず、銀6錢5分の支出に充てられるのみとなる。なお、上田裕之（2004:26）において小制錢1,000文の鑄造費用を銀6錢5分2釐としていたが、官撰書に記載のない亜鉛の官価を100觔あたり銀5兩5錢と仮定して計算していた。その後、檔案史料によって銀10兩であったことが確認されたので、上記の値に訂正するものである。

わずかに供給されていた大制錢もたちまち小制錢と同等の品位の私鑄錢に改鑄され、錢価を一層押し下げたとみられる。翌康熙45年、康熙帝はにわかに錢価低迷の解消に力を注ぎ始めた。まず、『康熙起居注』康熙45年4月9日丙申条によれば、この日康熙帝は低迷する錢価を引き上げる方策について大学士李光地に諮り、そこで以下のようなやり取りがあった。

李光地は奏して曰わく、「小錢（小制錢）<sup>9)</sup>を嚴禁せば、則ち錢価は自ずから高くならん」と。上は曰わく、「但だ小錢を禁ずるのみに在らざるなり。今〔京師の宝泉・宝源両局の〕鑄する所の大錢（大制錢）は全て山西に買往し、又小錢を私鑄する者有り。錢価の賤き所以なり。朕意うに、大錢の山西に買往する者を禁じ、再た銀を発して小錢を収買し、或いは蔵貯し或いは大錢を重鑄し、小錢を私鑄するの人を嚴拿せんと欲す。則ち錢価は必ずや貴からん。爾等は戸部と会同して詳議し具奏すべし」と。

康熙帝の諮問に答えて李光地は、小制錢（「小錢」）の使用を禁止することを提案した。それに対して康熙帝は、取りうる施策は小制錢の禁止だけではない、と指摘した。ただでさえ小制錢の使用禁止を前年に覆したばかりであった上、大制錢がほとんど流通していない状況では禁止できるはずがなかった。そこで康熙帝は、現在京師で鑄造している大制錢は尽く山西方面に販運され、しかも小制錢を私鑄している者がおり、そのために錢価が低落している、との見解を述べた。そして、大制錢の販運を禁じ、また、私鑄されたものを大量に含む小制錢の収買を実施し、収買した小制錢は搭放に用いずに貯蔵するかあるいは銷燬して大制錢の鑄造に供して、あわせて私鑄犯の逮捕を行えば、大制錢は増加し小制錢は減少して錢価は上昇するだろう、との認識を示し、大学士と戸部による議覆を命じた。

その3日後、『康熙起居注』康熙45年4月12日己亥条によれば、大学士と戸部の大臣は協議した結果を上奏し、戸部銀庫から銀10万両を支出して、京師において戸部官僚と五城御史が合同で小制錢（「旧制錢」）の収買を行うことを提言し

9) 通常、「小錢」とは私鑄錢を指すが、ここでいう「小錢」は小制錢を指している。それは、ここで康熙帝が「小錢」の収買を命じているのに対し、後述するように戸部が「旧制錢」収買の具体案を提出して裁可を得ていることから明らかである。ただし、その「小錢」は、私鑄されたものを大量に含んでいると認識されている。

た。それに対して康熙帝は、

今錢価の賤きは皆な私錢多きの故なり。……京に在りて〔小制錢を〕収買するは、爾等の議する所の如くするを准す。〔直隸〕天津・〔山東〕臨清地方に至りても亦た当に賢能なる官各一員を遣わし、即ち該地方の餉銀各一万兩を支して〔小制錢を〕収買すべし。〔戸部左〕侍郎穆丹<sup>ムダン</sup>を專差して買うを督し、錢価貴きを視たる後、時ならず奏聞せしめん。又聞くならく、山・陝兩省は大制錢を買去すること甚だ多しと。着して山・陝・直隸の督撫に行文して、緊要なる関口を厳査し、厳しく擒拿せしめよ。如し拏獲せられれば、販運の人を將て重に従りて治罪せよ。

と述べ、京師に加えて、京師に程近い大運河沿いの要所たる天津・臨清においても小制錢の収買を実施し、さらに、山西・陝西・直隸の督撫に指令を送って京師から山西・陝西方面への大制錢の販運を厳しく取り締まらせるよう命じた。

以上の経緯からは、康熙帝が大制錢を安定的に流通させ錢価低落を克服しようと図っていたのは京師およびその近隣地方一帯であったことが読み取れる。また、ここにおいて康熙帝は、「今錢価の賤きは皆な私錢多きの故なり」と述べており、私鑄錢の流通を問題視して小制錢の収買を推進していたことがわかる。すなわち康熙帝は、正規の小制錢が過剰であるととらえたのではなく、流通する小制錢のなかに私鑄されたものが大量に含まれていることを錢価低迷の原因とみなして小制錢の収買を実施させたのである。

しかしながら、およそ3ヶ月後の同年7月6日、小制錢収買を監督していた戸部左侍郎穆丹からの上奏により、天津・臨清では錢価は上昇したが、京師ではなお小制錢を混用させる者が甚だ多く、つまり小制錢が依然として大量に流通しており、錢価が銀1兩 = 1,700文と低落したままであることが報告された。この状況に康熙帝は憤慨し、五城の官員・九門提督・順天府尹の処遇を都察院に委ね、京師での小制錢の使用がやめば不問に付すが、使用が続けば2~3ヶ月ごとに処分を議するよう命じた<sup>10)</sup>。同時期には、私鑄犯が続々と逮捕されている<sup>11)</sup>。前述

10) 『康熙起居注』康熙45年7月6日辛酉条。

11) 『康熙起居注』康熙45年7月19日甲戌条・7月24日己卯条。

したように、康熙帝は私鑄こそが錢価低落の最大の原因であると考えていた。それゆえ、大規模な収買にもかかわらず小制錢の使用が続いているのは小制錢の私鑄が行われているからに他ならないとして、私鑄犯の取り締まりを強化させたのである。また、同年10月には、京師で焼酒を売って得た大制錢を城外に持ち出し売却していた者を九門提督が捕らえ刑部に送致したが、刑部が無罪放免とするという事件が起こった。これに康熙帝は「刑部は果たして何の意なるか」と激昂し、刑部官僚の処分を都察院に協議させ、釈放を行った郎中倪隆阿<sup>ニルンガ</sup>を降一級、罰俸一年、また、尚書王掞、左侍郎魯瑚<sup>ルフ</sup>・卞永譽の3名を罰俸一年とするに至った<sup>12)</sup>。大規模な小制錢収買にも関わらず京師の錢価低迷を克服できなかった康熙帝は、小制錢の私鑄と大制錢の販運に対する取り締まりを一層厳しく行わせたのであった。

それでは、康熙帝は大制錢の各省への流通拡大をどのように考えていたのであろうか。そこで注目すべき案件として、同じ頃、山東巡撫趙世顛は、大制錢が十分に流通するまでは民間の銅錢使用を放任し、自省で大制錢の鑄造を行い大制錢が省内に充溢した後に小制錢の使用を厳禁することを提議した。それは、大制錢の流通と小制錢の排除に関する中央の方針に沿った内容である。しかし、康熙帝は10月9日に九卿に議覆を命じた上で<sup>13)</sup>、同月27日に大学士李光地らに対して次のように述べて趙世顛を非難した(『康熙起居注』康熙45年10月27日辛亥条)。

長山県周村一帯は、俱に炉を開き私鑄したるに、趙世顛は禁ぜず捕らえず、反りて大錢を鼓鑄せんことを請う。謬りなり。若し私鑄を禁捕せずして大錢を鑄せば、則ち大錢は重く小錢は軽く、奸民は必ずや利を図り、大錢を燬き小錢を鑄する者愈よ多からん。是れ大いに地方を利さざるなり。……朕は今、〔兵部右〕侍郎恩丕等を差<sup>つか</sup>わして駢を馳せしむ。德州の兵四十名を帶し長山周村等の処に往き、私錢を鑄する者を捕らえて擒獲したるの後、則ち私鑄の鑪を並べて携えて趙世顛の処に至りて之を示し、「爾の地方は現に私錢を鑄して禁ぜず捕らえず、又大錢を鑄するを請わんと欲するは何ぞや」と問わば、其の時趙世顛は何れの辞を將<sup>こた</sup>て以て對えんや。

12) 『康熙起居注』康熙45年10月1日乙酉条・10月16日庚子条。

13) 『康熙起居注』康熙45年10月9日癸巳条。趙世顛の提議の内容は、10月28日壬子条。



ここで康熙帝は、まず私鑄を根絶しなければいくら大制錢を供給しても銷燬されて私鑄に利用されてしまうことを指摘し、趙世顛の提議が妥当でないことを痛烈に非難している。

翌10月28日、九卿は山東省の制錢鑄造を認めるよう上奏したが、康熙帝は私鑄犯の捜査の結果を待って決済を下すこととした<sup>14)</sup>。そして11月14日には、康熙帝の派遣した兵部右侍郎恩丕が私鑄犯を拘束したことを受け、康熙帝は趙世顛の開鑄提議を裁可するよう上奏した九卿を激しく叱責した<sup>15)</sup>。これを受けて同月19日には、九卿が康熙帝に面奏して自分たちの「愚昧無知」を謝罪して処罰を求めた<sup>16)</sup>。

この2年後の康熙47年には、戸部が以下のような上奏を行い、各省の私鑄をめぐる地方官の処分規定が厳罰化された(『皇朝文献通考』巻14、錢幣2、康熙47年条)。

直省の私錢の盛行は、皆な該管の各官が実力訪緝せざれば以て奸民の法を藐んずるを致すなり。応に再た処分を厳定するを行うべし。嗣後、私鑄及び興販の不法の徒有りて該管地方の文武官が嚴緝を行わず、或いは上司が查出し或いは旁人が首告せば、其れ情を知る者は、私鑄の首たるの例に照らして斬決し家産は官に入る。情を知らざる者は、溺職を以て革職を論ず。

この時厳罰化されたのは、事情を知らなかった州県・衛所の官員(「該管地方の文武官」)の処分規定であり、それまでは順治18年(1661)以来「降三級調用」とされていたが<sup>17)</sup>、この時の改定により革職を論じることとなった。かかる措置が必要とされたのは、「直省の私錢の盛行」とあるように各省において広く私鑄が続いていたからであり、大制錢を供給しようにも現地で鑄造できる状況でないのは山東省に限った話ではなかったといえる。事実、康熙41年に大制錢の鑄造が開始されてから同61年に康熙帝が死去するまで、各省では制錢鑄造は一切行われていない。

---

14) 『康熙起居注』康熙45年10月28日壬子条。

15) 『康熙起居注』康熙45年11月14日戊辰条。

16) 『康熙起居注』康熙45年11月19日癸酉条。

17) 雍正『大清会典』巻48、戸部、庫藏3、禁令、順治18年条。

また、各省の私鑄銭流通に対処すべく定められた前述の規定で、私鑄とともに販運（「興販」）が捜査の対象として挙げられており、販運が私鑄につながっていると認識されていたことがわかる。前述したように京師からの大制銭の販運を容認しなかったのは、単に京師における大制銭の安定的流通を優先させた結果ではなく、大制銭の販運が各省での私鑄に結びついているとみなされていたからでもあった。

このように、各省には私鑄取り締まりの徹底が求められており、未だ鑄銭局を設置できる状況ではないと判断されていた。その一方で、大制銭を全国に充溢させた後に小制銭の使用を禁止するという方針に変わりはない。『康熙起居注』康熙53年正月21日癸亥条によれば、この日朝廷では次のようなやり取りがあった。

戸部尚書穆和倫等入奏すらく、「小銭（小制銭）は三年の限期已に満つるも、現今大銭は商民の用度に敷らざれば、小銭を将て再た限を展ばすこと三年にして大銭と兼用せしめんことを請う」と。具摺して覽に呈す。上は摺を覽て曰わく、「爾等の見る所は甚だ善し。……銭法は必ず民に便なる有るを期して始めて善し。民に便なるを計らずして但だ法の必ず行わるるを期し、厳しく禁止を加えば、則ち民に益無し。凡そ事は必ず權変を酌量し、其の宜しきを失せざれば、方に済有るのみ」と。

ここで康熙帝は、民間の利便を考慮せずに強引に小制銭を禁じることの非を説いて、戸部が提議した小制銭の使用容認期限の延長を裁可しているが、大制銭が民間に充溢した後に小制銭を銷燬する方針自体はあくまでも維持している。

販運は私鑄との関連から取り締まりの対象とされたが、京師からの大制銭の流出自体が禁じられていたわけではない。むしろ、販運ではない通常の売買を介して大制銭が次第に各省にも行き渡ることが期待されていたと思われる。現状としてはまだ各省に鑄銭局を設置してまとまった額の制銭を供給できる状態ではないが、地方官に私鑄・販運の取り締まりを徹底させつつ、京師から大制銭がだんだんと各地に拡散していくことによって、全国に大制銭を充溢させようとしていたのである。それがどれほどの現実味をもって考えられていたかは定かでないが、いずれにせよ大制銭は京師から全国に向けて一元的に供給することとなったのである。

換言すれば、京師における大制錢の供給は、京師での大制錢の安定的流通を実現するという実際的な課題に加えて、全国に大制錢を行き渡らせるといういささか観念的な目標をも課せられたのであった。となれば、当然のこととして、その供給量を可能な限り増大させることが必要となる。以上を踏まえて、次章では、同時期における宝泉・宝源両局の制錢鑄造量の推移を追っていきたい。

### 三. 康熙後半の宝泉・宝源両局における制錢鑄造量の増大

康熙の中葉から後半にかけては、洋銅すなわち日本の倣銅が最も盛んに流入した時期であった。劉序楓(1999)によれば、日本からの中国船の銅輸出額は康熙20年代から同50年代まではほぼ毎年300万觔を超え、特に康熙30年代後半と同40年代後半にはたびたび500~700万觔(およそ3~4千トン)に達している。そして、かかる洋銅の大量流入は、大制錢の唯一の供給元とされた京師の宝泉・宝源両局の鑄造拡大を可能にしていた。ただし、以下に述べるように、両局の鑄造量は洋銅流入のピークにやや遅れて康熙末年に増大している。

宝泉局の年間鑄造定額として確認できる最初の額は、制錢の重量を1錢4分に戻す前の康熙33年のものである。すなわち、『皇朝文献通考』巻14、錢幣2、康熙33年条には、

宝泉局をして毎年三十六卯を開鑄せしむ。卯ごとに用うる銅・鉛(亜鉛)は五万觔。

とあって、用いる銅・亜鉛が1卯<sup>18)</sup>あたり50,000觔、年間1,800,000觔であったことが知られる(50,000觔×36卯。銅と亜鉛の比率は6:4)。そのうち耗銅(鑄こぼれとして許された額)は全体の9%の162,000觔で(1,800,000觔×0.09)、制錢に鑄出される原材料は1,638,000觔(1,800,000觔×0.91)。制錢1文の重量は1錢だから、鑄出される制錢は計262,080串<sup>19)</sup>(1,638,000觔×16×10÷1÷1,000)。これに対して工食(労働者の給与)・物料(木炭などの諸物資の調達費用。銅や亜鉛の代価は含まない)は、原材料100觔あたり1,974文であったから、年間

18) 卯数は、鑄造炉の年間稼働回数を指す。

19) 制錢鑄造の会計において、1串は1,000文。「串」の他に「貫」や「緡」が使われることもあるが、本稿では史料中に最も広範にみられる「串」に表記を統一する。

1,800,000 觔につき 35,532 串 (1,974 文 ÷ 100 × 1,800,000 觔 ÷ 1,000)。よって、宝泉局で定額通りに制錢鑄造が行われた場合に戸部に納入される制錢は計 226,548 串となる (262,080 串 - 35,532 串)。しかし、康熙 36 年に宝泉局では定額を大幅に超える 419,388 串もの小制錢が鑄造され 363,099 串 744 文が戸部に納入されている<sup>20)</sup>。鑄造差益を得られる小制錢の鑄造を戸部は極めて積極的に行っており、であればこそ、前述のように小制錢の鑄造を終了して 3 年を経ても搭放しきらないほどの小制錢が戸部に収蔵されていたのである。

康熙 41 年に至って、制錢の重量が 1 錢 4 分に加増されたが、その時「宝泉局をして卯を按じて銅を加え鑄して額数に足らしむ」こととなり<sup>21)</sup>、実際に辦銅 (銅調達) 額の増額もなされているので<sup>22)</sup>、重量加増後も鑄造定額は変わらなかったと考えられる。よって、1 卯あたりの銅・亜鉛の額は 70,000 觔に増加したとみられる (50,000 觔 × 1.4)。とはいえ、前述したように戸部は、康熙 44 年に大制錢の不足を理由に旧鑄の小制錢の搭放継続を提議して裁可を得ており、当初大制錢は定額通り鑄造されていなかった可能性が高い。少なくとも従前のように定額を上回る鑄造を行っていなかったのは確実である。鑄造定額それ自体は変わらず、しかも洋銅が最も盛んに流入した時期にあたるが、定額以上の小制錢鑄造から一転して制錢の鑄造実績は逆に一時的に落ち込んだものとみられる。

しかしこの後、鑄造定額が段階的に引き上げられていく。まず最初に年間鑄造定額が改定されたのは康熙 50 年のことで、『皇朝文献通考』巻 14、錢幣 2、康熙 50 年条に、

増して宝泉局をして卯ごとに銅・鉛十萬觔を用いしむと定む。

とあり、1 卯あたりの銅・亜鉛の額が 100,000 觔に増額された。遅くとも同年頃には前述の定額通りに鑄造されるようになっていて、銅や亜鉛の余剰もあり、そこでさらなる定額加増が決められたものと考えられる。年間の卯数は 36 であるから、用いる銅・亜鉛の総額は 3,600,000 觔 (100,000 觔 × 36 卯)。そのうち耗銅は全体の 9% の 324,000 觔であるから (3,600,000 觔 × 0.09)、制錢に鑄出される原

20) 「戸科史書」第 324 冊、康熙 37 年 3 月 10 日、戸部尚書馬齊等題本。

21) 『皇朝文献通考』巻 14、錢幣 2、康熙 41 年条。

22) 『皇朝文献通考』巻 14、錢幣 2、康熙 42 年条・同 44 年条。

材料は3,276,000 觔 (3,600,000 觔 × 0.91)。制錢の重量は1錢4分に加増されているから、鑄出される制錢は374,400 串 (3,276,000 觔 × 16 × 10 ÷ 1.4 ÷ 1,000)。工食・物料は、100 觔あたり1,974 文であるから、年間3,600,000 觔につき71,064 串 (1,974 文 ÷ 100 × 3,600,000 觔 ÷ 1,000)。よって、宝泉局から戸部に納入される制錢は計303,336 串となる (374,400 串 - 71,064 串)。

だが、1 卯あたりの銅・亜鉛の額を増したことにより36 卯の鑄造が達成されなくなったとみえて、『皇朝文献通考』卷14、錢幣2、康熙53 年条には、

宝泉局に命じて毎年三十六卯を開鑄せしむ。

とあり、康熙53 年に宝泉局の年間の卯数を36 とすることがあらためて命じられている。さらに、鑄造の不調をめぐって、工部右侍郎崔徵璧の上奏と工部の議覆を経て、

銅・鉛が完せずんば責は商人に在り、鑄卯完せずんば責は〔宝泉・宝源両局の〕監督に在り、或いは商人が限内に交する所甚だ少なく限を逾えて始めて完解を行い以て卯数足らざるを致すは、咎は監督に在らざれば奏銷の内において声明せよ。

と命じられ、辦銅商人と宝泉・宝源両局監督の責任の範囲が明確化された。

さらには、翌康熙54 年、滞納が問題化していた関差 (内地関税を徴収する各常関の長官) や内務府商人の辦銅を取り止め、江蘇・安徽・江西・浙江・福建・湖北・湖南・広東の8 省督撫に辦銅を担わせることになった<sup>23)</sup>。その過程で康熙帝は戸部に対し、「鼓鑄の事は戸部の耑責に係る」<sup>24)</sup>「鼓鑄の事は最も緊要を為す」<sup>25)</sup>との論旨を与えており、滞りなく制錢供給を進めるよう戸部に強く要求していたことが伺える。

その結果として、年間36 卯・各卯100,000 觔という定額通りの鑄造が行われるようになったようで、『皇朝文献通考』卷14、錢幣2、康熙57 年条に、

増して宝泉局をして卯ごとに銅・鉛十二万觔を用いしむと定む。

23) 『康熙起居注』康熙54 年6 月28 日壬申条・同年7 月9 日壬寅条・同年12 月22 日甲申条；『皇朝文献通考』卷14、錢幣2、康熙54 年条。

24) 『康熙起居注』康熙54 年6 月28 日壬申条。

25) 『康熙起居注』康熙54 年7 月9 日壬寅条

とあるように、康熙57年に至って1卯につき用いる銅・亜鉛をさらに120,000觔へと増額している。これによって、年間に用いる銅・亜鉛の総額は4,320,000觔（120,000觔×36卯）、鑄造総額は449,280串（4,320,000觔×0.91×16×10÷1.4÷1,000）、戸部に納入される制錢の総額は364,003串200文（449,280串－1,974文÷100×4,320,000觔÷1,000）に増加した。

加えて同年には、銅の市価高騰を受けて銅の採買の価銀（代価）を1觔あたり1錢4分5釐に増額して価銀・脚銀（輸送経費）の合計を1錢7分5釐とすると同時に、紅銅が不足した場合は定額の3割を上限として銅器の収買を許すことが決定した（銅器採買の官価は1觔あたり1錢1分9釐）<sup>26)</sup>。また、康熙61年には亜鉛採買の官価も1觔あたり価銀・脚銀合計9分2釐5毫から1錢1分2釐5毫に増額した<sup>27)</sup>。このような辦銅・辦鉛における官価の増額は、単に市価の上昇に対応したというだけでなく、極力円滑に銅・亜鉛を確保して制錢鑄造を滞らせないように努めた結果と考えられる。

ちなみに、康熙50年代後半には洋銅の流入が減少し、辦銅の阻滞が目立ち始めていた。しかし、銅のあてがないにもかかわらず康熙帝の意気込みだけで鑄造定額を加増するとは考えられない。康熙57年の時点で年間36卯・各卯100,000觔の定額通りの鑄造が実現しており、なおかつ鑄造を拡大する目途が立っていたからこそ、各卯120,000觔とする定額改定が決定したのである。辦銅額は常に、定額通りの制錢鑄造を行った場合の銅の使用額を大きく上回るように設定されていたから、それによって康熙50年代前半までに相当額の銅のストックが形成されていたと考えれば、洋銅流入が減少した同50年代後半に鑄造が伸びを見せたとしても何ら不思議ではない。時に鑄造が定額通り行われなかったのも、おそらくは設備上の問題、より根本的には鑄造差益を得られない大制錢鑄造に対する戸部の消極姿勢によるものであって、銅の枯渇のためではない。実際、康熙61年に宝泉局は234万余觔もの銅を翌雍正元年に繰り越している<sup>28)</sup>。康熙末年に辦銅は阻滞し始めていたが、鑄造自体に影響を与えるまでには至っていなかったのである。

26) 『皇朝文献通考』巻14、錢幣2、康熙57年条。

27) 『皇朝文献通考』巻14、錢幣2、康熙61年条。

28) 「戸科史書」第348冊、雍正2年3月29日、戸部右侍郎托時等題本。

加えて、『皇朝文献通考』巻14、錢幣2、康熙61年条按語によれば、康熙60年の年間の卯数は宝泉・宝源両局ともに36、1卯ごとに用いる銅・亜鉛は宝泉局が120,000觔、宝源局が60,000觔とあり、遅くとも康熙60年には宝泉局において年間36卯・各卯120,000觔の鑄造が達成されていたことを確認できる。また、その時点における宝源局の鑄造規模が宝泉局のちょうど半分であったこともわかる。なお、同年には、工食・物料が100觔あたり1,974文から1,964文に10文減額されていた。よって、康熙60年頃において京師両局の年間に用いる原材料は6,480,000觔（(120,000觔 + 60,000觔）× 36卯）、耗銅は583,200觔（6,480,000觔 × 0.09）、制錢に鑄出される原材料は5,896,800觔（6,480,000觔 × 0.91）、鑄出される制錢は673,920串（5,896,800觔 × 16 × 10 ÷ 1.4 ÷ 1,000）、それに対して工食・物料は計127,267串200文であるから（1,964文 ÷ 100 × 6,480,000觔 ÷ 1,000）、両局から戸工兩部に納入される制錢は計546,652串800文であったことになる（673,920串 - 127,267串200文）。

上田裕之（2004）で算出したように、その頃の制錢鑄造費用は1串あたり銀1両7錢7分8釐に達していたから、定額通りに制錢を鑄造したならば、総額42万両以上の鑄造差損が生じることになる（546,652.8 - 546,652.8 × 1.778 = -425,296）。とはいえ、この頃の戸部銀庫には常時4~7千万両の銀が収蔵されており<sup>29)</sup>、上記の差損が皇帝の強固な意志に基づく大制錢の鑄造拡大路線の妨げになることはなかった。

このように、康熙末年に清朝は、大幅な採算割れにも関わらず、京師における大制錢の鑄造規模を拡大させていた。康熙49年以前における宝泉局の年間鑄造定額が計262,080串であったのに対し、同57年には計449,280串にまで達したのであるから、宝泉局の鑄造定額は8年の間に約1.7倍に拡大したことになる。定額をもとに康熙42年から同61年までの20年間における宝泉局の鑄造総額を算出すれば計6,963,840串となり、これに宝源局鑄造分を加えれば合計1千万串を超えるだろう。実際の鑄造実績は1千万串前後であったとみられる。そのような大制錢の積極鑄造の背景には、京師での大制錢の安定的流通と京師から各省への大制

29) 前掲「康雍乾戸部銀庫歴年存銀数」。

銭の浸透を目指していた康熙帝の方針があった。

鑄造された大制銭は八旗兵丁の給与や諸官庁の経費に搭放され、また、徴税は銀でなされており大制銭が官庫に還流することは原則としてなかったので、鑄造量の拡大は供給量の増大に直結し、さらには流通量の増加へとつながっていった。そして、京師において良質な大制銭が増大していったのと同時期に、京師とその周辺州県において深刻な銭貴が問題化したのであった。次章にて検討することとしたい。

#### 四. 京師と周辺州県における銅銭遣いの拡大と銭貴の発生

京師では、康熙50年代中頃より市場の銭価が公定換算率を上回るようになった。康熙53年には、京師の銭価が銀1両 = 920文となっていた<sup>30)</sup>。乾隆7年5月に上せられた正藍旗漢軍都統伊勒慎奏摺には、康熙58~59年頃から銭価が次第に上昇し始めたこととある<sup>31)</sup>。前者は年間36卯の鑄造をあらためて命じた年、後者は鑄造定額の増額を決定した直後であり、そのような時期に銭価の上昇が特に意識されていることに注意されたい。

同61年には戸部が上奏して、銀1両 = 880文であった京師の銭価が780文に急騰したことを報告している<sup>32)</sup>。同年9月に康熙帝は、今後取るべき対策について上奏するよう、九卿詹事科道會議に命じた<sup>33)</sup>。そこで九卿らは、「銭直（銭価）の平減は全て銭文の充裕に在り」と述べ、辦銅を担う督撫（康熙60年からは江浙両省が他省の割り当て分をも担当）の滞納に対して厳しく弾劾を行うことを提議し、裁可されている<sup>34)</sup>。つまり、銭価高騰の原因は銅銭の不足にあり、辦銅を円滑に進め制銭を鑄造し供給すれば、銅銭流通量は増加し銭価は下がる、とみなされたのであった。

確かに、言うまでもなく、この時点での銅銭需要に対して流通量が不足していたから銭価が騰貴したのである。しかし、そもそも銅銭需要は可変的なものである。また、私鑄の取り締まりによって雑多な銅銭の流通は多少抑制されたと考え

30) 『康熙起居注』康熙53年6月19日己丑条。

31) 『軍機處漢文録副奏摺』第52リール345-349、乾隆7年5月8日、正藍旗漢軍都統伊勒慎奏摺。

32) 『皇朝文献通考』卷14、錢幣2、康熙61年条。

33) 『大清聖祖仁皇帝実録』卷299、康熙61年9月戊子（6日）条。

34) 『皇朝文献通考』卷14、錢幣2、康熙61年条。



られるものの、小制錢の取買は康熙45年に大々的に行われて以降は実施された形跡がなく、その一方で大制錢の供給量は康熙末年に増加していた。よって、単純に銅錢流通量が従来に比べて減少したために錢価が上昇したとみることはできない。むしろ、供給は増加したがそれを凌駕する需要の拡大が生じて錢価が騰貴したという可能性を探るべきである。

ここで思い起こされるのが、各省の錢貴の深刻化に関する黒田明伸氏の議論である。すなわち、黒田氏は、乾隆5年以降に各省の制錢供給が本格化すると、民間において銀遣いから銅錢遣いへの転換が進行して銅錢需要が拡大し、錢価が却って高騰したことを論じている（黒田明伸1994:85,120）。制錢供給が増大した康熙末年以降の京師とその周辺でも、制錢の増加を原因とする銀遣いから銅錢遣いへの転換とそれによる銅錢の需要拡大が発生していたのではないだろうか。

以下、そのことを史料に即して考えてみたい。乾隆7年5月に上せられた前掲の伊勒慎奏摺には、京師の周辺州県における貨幣使用の変化について、次のように記されている。

康熙年間零星の買売は俱に錢文を使うも、牛馬・車騾・米糧等の物を置買（購入）する者は銀を用うること多きに居る。後に<sup>おぼ</sup>追びて各処の交易は〔價格〕大小を論ずる無く皆な錢文を使う。

ここには、京師の周辺州県で高額取引における銀遣いから銅錢遣いへの転換が進んでいたことが明記されている。その理由として伊勒慎は、

奸商は<sup>つね</sup>毎に交易に遇うに、銀を兌する時に即ち成色（純度）を攪頼（もうけのために誤魔化すこと）し大戥（大きな秤）を使用すれば、百姓は其の刁（悪巧み）の難艱を畏れて、交易有りて銀を<sup>もと</sup>需むること三、二十両の数に至るも亦た、必ず錢文を講用して清楚なるを希冀す。因りて<sup>あまね</sup>通く錢を行使して銀を用いざるなり。

と述べ、民間では商人に<sup>しょうりょう</sup>秤量貨幣たる銀の純度や重量をごまかされるのを避けるため、20～30両という比較的高額の取引でも銀より銅錢の使用が好まれる傾向にあったことを記している。つまり、高額取引でも銅錢を用いたいという要請がもとより民間には潜在していたのである。それでは、かかる潜在的需要が銅錢遣いへの転換としてにわかに顕在化したのはなぜなのだろうか。

当時の人口増大や農村経済の発展、また、小制銭の追加供給の停止や私鑄の取り締まり強化は、暴落していた銭価をある程度引き上げただろう。そうして銭価が上昇傾向になれば、支払いにおいて銅銭が選好され銀遣いから銅銭遣いへの転換が生じる可能性はある。だがその反面、もし既存の雑多な銅銭（小制銭および私鑄銭）がそのまま高く評価されるような状況になれば、いくら厳しく取り締まろうともおのずと銅器・廢銅あるいは大制銭を原料とした私鑄が盛行するはずであり、銭価の上昇と銅銭の選好に歯止めがかかると思われる。そもそも、銀は純度や重量をごまかされる恐れがあるということが問題だったのであり、既存の雑多な銅銭では低品位で統一性もなく、価格が上昇傾向にあるというだけで康熙末年に突然市場の信任を獲得して「通く銭を行使して銀を用い」ないという極端な事態を惹起するとは考えにくい。

そこで注目すべきは、前章で述べたように、当該時期に大制銭が増大していたということである。俄然、大制銭が安定的に流通し始め、そのことが、もとより差し障りのあった銀遣いから大制銭を主体とする銅銭遣いへの転換を引き起こしたのではなからうか。1串あたり銀1両7銭余もの費用をかけて鑄造された良質かつ画一的な大制銭であれば、これまで銀が担っていた高額取引に使用されるだけの信任を得ることは可能であろう。また、そこで銭価が上昇しても、大制銭とほぼ同等の品位の銅銭を私鑄してまとまった額の利益を得られる水準にはなかなか達しないだろうから、私鑄銭による銭貴の抑止ははたらきにくいと考えられる。

銅銭遣い拡大と銭価高騰を先導したのは既存の雑多な銅銭か、新たに供給された大制銭か、あるいは銅銭の総量の増加であって両者の差異にはあまり関係がないのか——かかる問題を考察する上で極めて興味深い現象が起こっている。銭価が徐々に上昇しつつあった康熙56年、民間で小制銭が盛んに銷燬され銅として売買されていることが問題化しているのである。その地理的範囲は特に明記されてはいないが、前年に開始された宝泉・宝源両局の廢銅収買<sup>35)</sup>に原因が求められていることから、京師を中心としてみられた現象と考えてよい。小制銭はゆくゆくは銷燬させる予定であったが、それを未だ命じていない段階での銷燬は法を

---

35) 『皇朝文献通考』巻14、錢幣2、康熙55年条。

犯すものに他ならず、康熙帝は禁令を設けるよう指示している<sup>36)</sup>。

ここで注目されるのは、大制錢ではなく専ら小制錢の方が銷燬されていることである。もし大制錢と小制錢の購買力(錢価)が一致ないし接近していれば、断然、著しく過低評価された大制錢の方が盛んに銷燬されるはずであり、一方の小制錢は錢価が上昇すれば容易に銷燬の利潤が消滅すると考えられる。しかし、実際には錢価の上昇に並行する小制錢の銷燬という正反対の現象が起きたのであった。どういうことかという、規定通りに铸造されていれば大制錢と小制錢の素材価値<sup>37)</sup>には約1.4倍の差があるわけだが(銅と亜鉛の配合比率は同じだから重量にほぼ正比例する)、大制錢と小制錢の購買力がそれ以上に乖離しており、小制錢の方が素材価値と比べて著しく過低評価されていた(大制錢は過低評価の程度が相対的に小さかったか素材価値相応に評価されていた)ために盛んに銷燬されたのである。とすれば当時銀1両=900文程度に騰貴していたのは大制錢に相違ない。小制錢を始めとする既存の雑多な銅錢が、中心的にあるいは大制錢と区別なく用いられて銅錢遣い拡大を牽引していたとは考えられない。むしろそれらは、ただの銅片同然とみられて銅錢流通から退場しつつあったのである。

所謂「グレシャムの法則」に従えば、新規供給された大制錢は退蔵されたり、あるいは既存の雑多な銅錢と同等品位の私鑄錢に改鑄されたりして「駆逐」されると予想される。確かに大制錢の铸造が始まった当初は、铸造の不調もあって市場には大制錢が流通せず雑多な銅錢が充溢した。しかしその後、私鑄の取り締まりが強化され、さらに铸造規模が拡大すると、秤量貨幣ゆえの困難がともなう銀に代替しうる良貨への潜在的需要を背景として、大制錢は銀に取って代わり対銀比価たる錢価の高騰を引き起こすとともに、銀との代替性という点で大制錢より優位に立てない雑多な銅錢を「駆逐」していったのである<sup>38)</sup>。いわば「良貨」と

36) 『康熙起居注』康熙56年6月16日己亥条；『皇朝文献通考』卷14、錢幣2、康熙56年条。

37) この場合、銷燬して銅材として売却した場合に得られる銀の額(銅価から銷燬コストを差し引いたもの)。錢価に従い銀と兌換するよりも銷燬し銅材として市場の銅価に従い売却した方が多くの銀が得られる時、銅錢としての購買力が素材価値を下回っていることになる。なお、銅錢を銷燬して銅鍋や煙管などの加工品として販売する場合には、別途考察する必要がある。

38) 黒田明伸(2003:60)は、18世紀の中国において「良貨」たる官錢が「悪貨」たる私鑄錢

「悪貨」の勝敗は、康熙帝の施策に強く規定されながら、最終的には、使用範囲が銅銭と相互浸透的であった銀との関係によって決したのであった。

もちろん、当時の京師・周辺州県一帯の貨幣経済の規模や、そこに20年間で累計1千万串の大制銭が供給されたことのインパクトを数量的に検証することは困難であるが（大制銭の供給量の「小ささ」を指摘する方が簡単かもしれない）、諸史料から確認される限りの史実——大制銭の増加、従来から支障があった銀遣いから銅銭遣いへの突然の移行、銭価の高騰、小制銭の銷燬横行——を包括的に理解できる枠組みとして、新たに供給された大制銭を主体とする銅銭遣いの拡大と銭価の騰貴という仮説が導き出されるのである。

さらに前掲伊勒慎奏摺には、京師で供給された大制銭の周辺州県への流出に関して、以下のような具体的な記述がある。

現今、京中では銀は両ごとに大制銭八百文に兌し、郷屯中では銀は両ごとに大制銭八百五十文に兌す。名は多く五十文を兌換すと雖も、其の実は彼処の銀戥は両ごとに京中に比して大なること九分二釐不等。又短底して八百五十文の数の内より大制銭十二、三文を少給す。戥頭と短底とを合計すれば、反りて京中に比して銀は両ごとに制銭三、四十文を少得す。是を以て奸商は銭文を盗運して四野に佈散し、漁利するを希図す。

周辺州県で用いられている銀秤は京師のそれより幾分大きく、また1,000文より少ない銅銭で錢串をなす「短底」（所謂「短陌」）の慣習もあったので、京師を基準とすると周辺州県の実際の銭価は名目上の銭価より銀1両あたり80~90文ほど高かった。そのため、名目上において周辺州県の銭価が京師より数十文安くても、

---

を駆逐していた」と述べているが、そこで説明されているのは、制銭が充溢すると私鑄は利益を生まないいで盛行しないということであり、新規供給された「良貨」が既存の「悪貨」を駆逐するメカニズムは示されていない。また、黒田明伸（1994:46）には、清朝は乾隆年間に「大量の統一した良貨を、私銷の弊を絶えず受けるという犠牲を払いながら」供給し続けたとあり、新規供給された「良貨」は数量の面で既存の「悪貨」を（一時的に）圧倒したに過ぎず、既存の「悪貨」を基準とする銷燬からは一貫して逃れられなかったと捉えている。このように、黒田氏は18世紀中国の「良貨が悪貨を駆逐する」状況をいち早く指摘しているものの、本稿で論じた大制銭＝「良貨」の増大に並行する小制銭＝「悪貨」の銷燬を説明しうる理論は提示されていないようであり、この問題は後年の他地域における銭貴とも比較しながらより詳細に検討する必要があると考える。

京師において京師の銀秤で量った銀を元手として大制錢を買い取り「短底」の錢串にして周辺州県に持ち込んで販売し、代価として銀を現地の銀秤で量って受け取れば、元手以上の銀を得ることができた。

つまり、京師から周辺州県への利鞘目的の大制錢販運が発生する上で、周辺州県の名目上の錢価が京師のそれを上回することは必須の前提条件ではなかった。周辺州県の名目上の錢価が京師に比べて銀1両あたり100文前後あるいはそれ以上低落していれば、京師からの大制錢販運は利益を生まなかったが、そのような状況でなければ、京師から周辺州県への販運は京師に大制錢が豊富でさえあればいつでも発生し得たのである。なお、京師からの販運は既述したようにかつて康熙帝が厳しく取り締まらせたものであるが、十数年の時を経て有名無実化していたのであろう。

京師から周辺州県への大制錢の販運が活発化した時期は、伊勒慎奏摺には記されていないが、既述したように「康熙年間」には周辺州県の銅錢遣いは限られていたと記されており、京師から周辺州県への大制錢流出が盛んになった時期は康熙・雍正の交を大きく遡るものではないとみられる。一方、雍正元年7月に上せられた雲南道監察御史戴芝の奏摺には、京師以上に錢価が高騰している周辺州県へ商人が京師の銅錢を販運し、それがまた京師の錢貴に拍車をかけていることが述べられている<sup>39)</sup>。両奏摺の記載から、康熙末年に京師から周辺州県への大制錢販運がにわかに活発化し、周辺州県において銅錢遣いを拡大させ、雍正元年には既に周辺州県の錢価高騰が相当顕著なものになって大制錢の販運を加速させていた、とみることができる。

とすると、京師から周辺州県への大制錢販運が活発化した時期は、京師における大制錢の供給量が増大した時期とちょうど一致する。以上から、康熙末年に京師において大制錢が増加し、そのことが京師から周辺州県への大制錢の販運を促して、周辺州県における銅錢遣いの拡がりや錢価上昇を惹起して京師からの大制錢の流出を加速させ、またそれが周辺州県での銅錢遣いをさらに押し広げ、結果として京師でも周辺州県でも大制錢の供給増加が銅錢遣いの拡大に追いつかず、

39) 『宮中檔雍正朝奏摺』第1輯、448-450頁、雍正元年7月6日、雲南道監察御史戴芝奏摺。

京師とその周辺の州県における銭価高騰につながったと考えられるのである。

## おわりに

康熙中葉の小制銭鑄造は、私鑄の横行とそれによる銭価の低迷を招いた。康熙30年代半ばに清朝財政が軌道に乗って鑄造差益獲得の必要が薄れると、私鑄横行と銭価低迷の打開が狙上に上げられ、康熙41年に制銭の重量は1銭から1銭4分に戻された。ついで康熙帝は、まずは京師において大制銭の安定的流通を実現しようと図り、私鑄されたものを大量に含む小制銭の収買や私鑄犯の摘発、大制銭の販運の取り締まりなどを推し進めた。一方の各省については、いまだ私鑄の捜査が十分でないとの判断から鑄銭局は置かず、大制銭は京師に集中的に供給して徐々に各省に浸透させていくこととなった。かかる方針のもと、京師の宝泉・宝源両局の鑄造規模が拡大され、康熙61年までに累計1千万串程度の大制銭が供給された。すると、京師および周辺州県において秤量貨幣ゆえの困難がともなう銀遣いから、新たに供給された大制銭を主体とする銅銭遣いへの転換が一挙に進行し、結果として銭貴が問題化した。かたや既存の雑多な銅銭は、ただの銅片同然とみなされて銅銭流通から次第に排除されていった。

京師で銭貴が発生してほどなく、康熙61年に康熙帝が死去して雍正帝が即位する。雍正帝が引き継いだのは、康熙帝の施策によって期せずして引き起こされた京師の銭貴問題と、相変わらずの各省の私鑄銭問題であった。かかる課題に雍正帝がいかに取り組み、いかなる結果をもたらしたかについては、別稿にて論じることとしたい。

### [参考文献]

- 足立啓二 (1991) 「清代前期における国家と銭」『東洋史研究』49 (4)、47-73頁。
- 上田裕之 (2004) 「清、順治期～乾隆期前半の京師宝泉・宝源両局における制銭の鑄造費用について」『史峯』10、19-42頁。
- 上田裕之 (2005) 「清、康熙末年から乾隆初年の京師における制銭供給と八旗兵餉—「征服王朝」清朝による八旗生計の保護に関連して—」『史学研究』249、1-21頁。
- 上田裕之 (2006a) 「中国第一歴史檔案館所蔵「戸科史書」所収の康熙中葉の銭法関連題本

上田裕之・清代康熙後半の京師における貨幣政策と錢貴の発生 (121)

について』『基盤研究(B)清朝における満・蒙・漢の政治統合と文化変容』(平成14~17年度科学研究費補助金研究成果報告書、研究代表者楠木賢道)、71-91頁。

上田裕之(2006b)「清初各省の制錢供給政策—銀の時代の清朝と銅錢—」『史学』75(1)、73-101頁。

黒田明伸(1994)『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会。

黒田明伸(2003)『貨幣システムの世界史—〈非対称性〉をよむ—』岩波書店。

黨武彦(1995)「乾隆九年京師錢法八条の成立過程およびその結末—乾隆初年における政策決定過程の一側面—」『九州大学東洋史論集』23、39-85頁。

宮澤知之(2007)『中国銅錢の世界—錢貨から経済史へ—』思文閣出版。

陳昭南(1966)『雍正乾隆年間的銀錢比価變動』商務印書館。

劉序楓(1999)「清康熙~乾隆年間洋銅的進口与流通問題」『中国海洋發展史』7、93-144頁。

袁一堂(1990)「清代錢荒研究」『社会科学戦線』1990(2)、182-188頁。

Vogel, Hans Ulrich (1987) "Chinese Central Monetary Policy, 1644-1800." *Late Imperial China*, 8 (2), pp.1-52.

[附記] 本稿は、2006年度松下国際財団研究助成ならびに平成19年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。